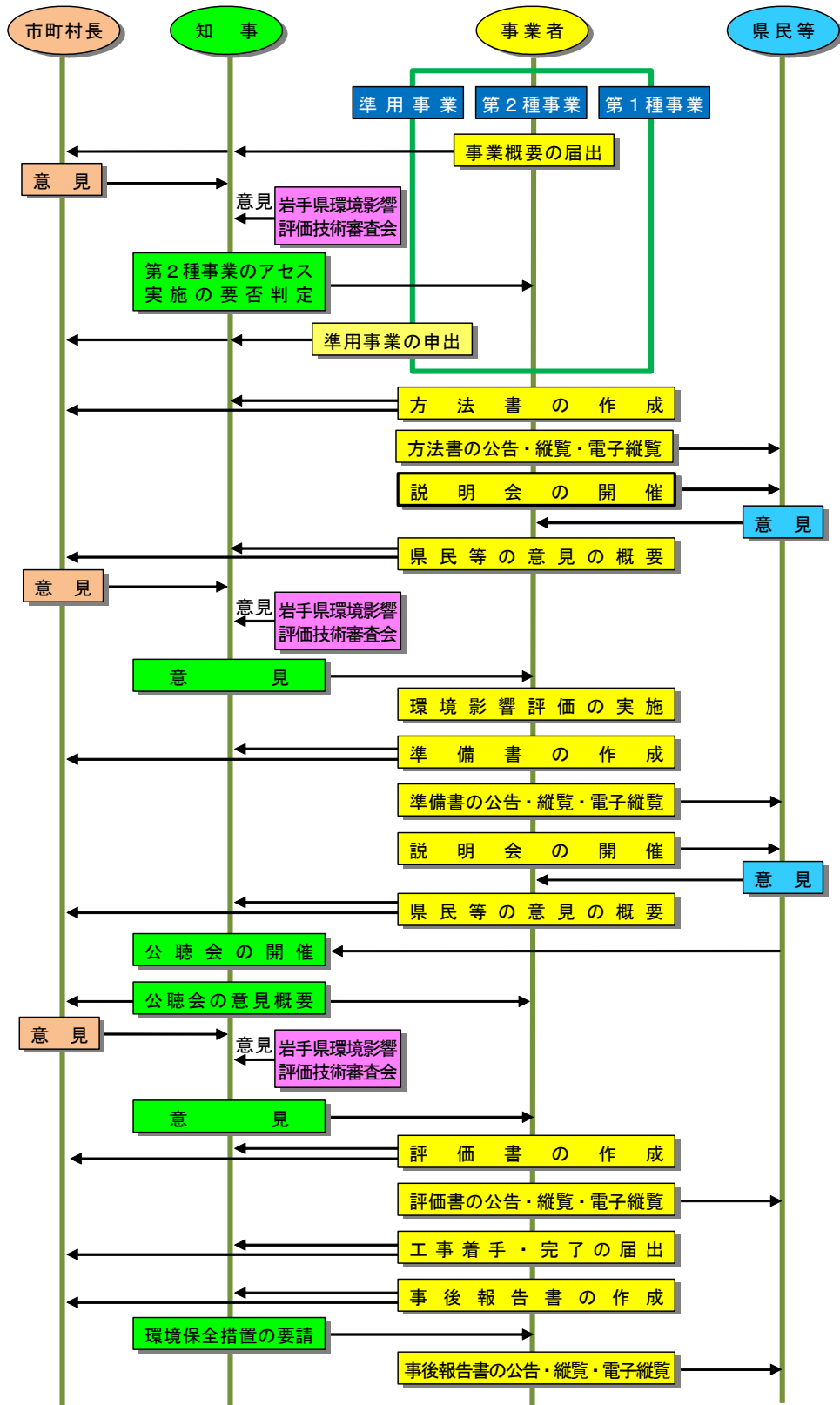


岩手県環境影響評価条例に基づく手続の流れ



※第1種事業とは、必ず環境影響評価を実施しなければならない事業

※第2種事業とは、環境影響評価の実施の要否を知事が判定する事業

※準用事業とは、第1種事業及び第2種事業に満たない規模の事業であって、事業者の申し出により環境影響評価を実施する事業